

奨学生募集要項〔2025年度〕

公益財団法人 渋谷育英会

1. 奨学金の趣旨

この奨学金は、広島県出身又は居住の学生、生徒で学業・人物ともに優秀で、かつ、健康であって、学資金の援助が必要と認められる者に対し奨学金を貸与し、もって社会有用の人材を育成することを目的とする。

2. 奨学生の資格

- (1) 資質並びに学業成績優秀で且つ健康な学生・生徒であること。
- (2) 経済的理由により学資の援助を必要とする者であること。
- (3) 来年の3月に卒業し、4月に高等学校、高等専門学校、短期大学及び大学又は大学院へ入学する者であること。(含む入学予定者)
- (4) 現在、在学する学長、学部長及び学校長によって推薦された者であること。
- (5) 他の育英奨学団体から奨学金を受けていない者であること。

3. 奨学生の採用人員

来年度の奨学生の採用人員は、次のとおりとする。

- ① 高等学校又は高等専門学校 ————— 10名
- ② 大学又は大学院(含、短期大学) ————— 20名

4. 奨学金の額と貸与の方法

(1) 貸与月額

- ① 高等学校又は高等専門学校 ————— 20,000円
- ② 大学又は大学院(含、短期大学) ————— 50,000円

(2) 貸与期間 奨学生に採用したときから正規の最短修業期間とする。

- (3) 交付方法 貸与は当月分を毎月5日に本人の預金口座へ振込む。
但し、5日が金融機関の休日の場合は休日明けの日とする。
初回金の貸与は、4・5・6月を纏めて6月5日に一括送金する。

5. 奨学金の返済方法

奨学金は、貸与が終了した月の翌月から起算して6か月を経過した後、15年以内に返済のこととし、利息はつけない。

6. 奨学金の休止、停止又は廃止

奨学生が次に該当することとなった場合には、奨学金の貸与を休止、停止又は廃止することがある。

- ① 奨学生が休学し又は長期にわたって欠席したとき。
- ② 奨学生が学業又は行動などの状況により指導上必要があると認めたとき。
- ③ 奨学生が傷病などのため修学の見込みがなくなったとき。
- ④ 奨学生が学業成績又は性行が不良となったとき。
- ⑤ 奨学生が在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- ⑥ その他、奨学生としての資格を失うか、当会が奨学生としてふさわしくないと認めたとき。

7. 生徒の推薦

- (1) 当会は、生徒の推薦を毎年主として広島県内の中・高等学校長に依頼する。
- (2) 奨学生の採用は推薦者の推薦を尊重して決定する。

8. 申請の手続き

奨学金の貸与を受けようとする者は、次の書類を取り揃え早急に在学する学校を経て申請する。

① 提出書類

- (a) 奨学生願書
- (b) 奨学生推薦書
- (c) 学業成績証明書 (全履修科目の評定平均値が、5段階評価で4以上であること)
- (d) 卒業証明書又は同見込証明書
※ 調査書での代用は不可
- (e) 健康で学業に支障のないことを医師が証明した書類
次の書類でも可能(学校医が診断したもの)
(例) 生徒健康診断票
※ 調査書での代用は不可
- (f) 家族全員の住民票記載事項証明書 (住所確認のため、市区町長の発行したもの)
- (g) 所得証明書(同居人全員のもの)・・・(市区町長の発行したもの)
(連帯保証人の年間所得金額が400万円以下を選考基準の要素として考慮させていただきます。)
- (h) (a) と (b) の学校長印は職印を押印してください。

② 提出期間

2024年11月1日から2024年11月30日(到着)まで

③ 提出先

在学する学校経由にて当会事務局へ提出してください。

9. 選考方法

- ・ 書類選考
- ・ 面接選考(本人) ※書類選考された者について後日通知する。

10. 奨学生の決定及び通知

奨学生の決定は、書面により推薦者を通じ、掲示等によって本人に通知する。

11. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、毎年度末学業成績表を当会に提出しなければならない。
- (2) 奨学生又は連帯保証人の住所その他重要な事項に変更があったときは、直ちに当会に届け出なければならない。
- (3) 貸与された奨学金は、卒業後所定の方法で返還しなければならない。

以 上

連 絡 先

☎ 721-0974 広島県福山市東深津町四丁目20番1号

しぶ や い く え い か い

公益財団法人 **渋谷育英会** まで

TEL 084- 925-2030

FAX 084- 925-1370

URL <https://www.shibuyaikueikai.or.jp>

誠之奨学金

奨学生募集

学習意欲のある学生生徒で、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な方に対して、学資を貸与します。貸与された学資は卒業後、貸与を受けた方自身が返還することになります。

貸与を希望する方は、募集要項にて申請資格や返還方法等を十分理解のうえ、申請してください。

1 貸与額・貸与期間等

募集人数 20名程度

入学準備金	修学資金	貸与期間
貸与額 5万円から30万円 (5万円単位で選択) ※入学準備金のための貸与申請はできません。	貸与額（月額） 国公立 2万円 私立 4万円	4月から高等学校等の 最短修業年限の満了まで ※追加募集の場合は、貸与決定月 からになります。

2 申請資格

- ・保護者または本人（本人の場合は独立生計者に限る。）が福山市内に居住していること。
- ・本人が学校教育法に規定する高等学校・高等専門学校に在学する者であること。

※2025年（令和7年）4月入学予定者を含む

- ・学習活動その他生活全般の態度・行動が優れ、経済的理由により修学が困難な者で、出身の中学校等の校長が推薦する者であること。
- ・他の団体、個人等から奨学金等の貸与、給付を受けていない者であること。
- ・本人の属する世帯の1年間の収入等が、基準額以下であること。

収入のめやす

（父、母、高校生（自宅通学）、中学生の4人世帯の場合）

①給与収入・・・803万円以下

②給与収入以外（必要経費控除後）・・・552万円以下

※家族構成、年齢等の世帯の状況により異なります。

3 申請期間

必要書類を学事課に持参

2025年（令和7年）3月17日（月）から4月15日（火）まで

※土日祝除く。募集人数に満たない場合は追加募集あり。

4 貸与方法

初年度は4月分から9月分を7月に貸与し、以降3か月分ずつを11月、2月に貸与します。
次年度以降は3か月分ずつを、5月、8月、11月、2月に貸与します。貸与は口座振込となります。

	初年度	次年度以降

2025 年度(令和 7 年度)誠之奨学金 奨学生募集要項

福山市教育委員会事務局
(学校教育課学事課)

学習意欲のある学生生徒で、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な方に対して、学資を貸与します。貸与された学資は卒業後、貸与を受けた方自身が返還することになります。

この学資の貸与を受ける学生を奨学生といいます。奨学生を希望する方は、申請資格、返還方法等を十分理解のうえ、申請してください。

無利子

貸与額（月額）		募集人数
国公立	20,000円	20名程度
私立	40,000円	
入学準備金	300,000円以内	
申請期間	2025年(令和7年)3月17日（月）～4月15日（火）(注)	
貸与期間	4月から高等学校等の最短修業年限の満了まで	
※入学準備金のための貸与申請はできません。		

(注)ただし、土・日・祝日は除く。

1 申請資格

- (1) 保護者^(注1)または本人(本人については独立生計者に限る。)が福山市内に居住しており^(注2)、学校教育法に規定する高等学校・高等専門学校に在学する者であること。

※2025 年(令和 7 年) 4 月入学予定者を含みます。

- (2) 学習活動その他生活全般の態度・行動が優れ、経済的理由により修学が困難な者で、出身の中学校等の校長が推薦する者であること。
- (3) 他の団体、個人等から奨学金等の貸与、給付を受けていない者であること
- (4) 本人の属する世帯の1年間の収入等が、〔(別紙)奨学生選考基準要領(抜粋)別表1〕以下であること。^(注3)

★ 収入のめやす(父、母、高校生(自宅通学)、中学生の4人世帯の場合)

① 給与収入	803万円以下
② 給与収入以外 (収入金額から必要経費を引いた金額)	552万円以下

※ 家族構成、年齢等の世帯及び就学の状況により異なります。

(注1) 保護者とは、申請者の親権を持つ者、後見人その他これに準ずる者をいう。

(注2) 保護者が法人である場合にあっては、主たる事業所の所在地が市内にあること。

(注3) 「独立行政法人日本学生支援機構奨学生選考基準」が変更された場合には、それに伴い福山市・誠之奨学金の奨学生選考基準要領を変更しますので、ご了承ください。

(注4) この募集要項は、2025 年度(令和 7 年度)歳入歳出予算が成立した時をもって効力を生じるものです。

2 申請手続

(1) 提出書類

- ① 奨学金貸与申請書
- ② 奨学生家庭状況調査表
- ③ 保護者または本人（本人については独立生計者に限る。）の住民票記載事項証明書1通
- ④ **2023年（令和5年）分の所得課税証明書**
 - ・父と母双方の所得課税証明書、父母に代わって家計を支えている者がいる場合はその者の所得課税証明書
 - ・転職等により、前年中途または今年新たに収入に変動があった場合は、勤務先の年収見込証明書または月収証明書等
- ⑤ 奨学生推薦調書
 - ・卒業または卒業予定の中学校等が作成し、厳封されたもの（※開封無効）
- ⑥ その他
 - ・申請者本人が独立生計者の場合、申請者本人の社会保険被保険者証の写し及び所得を証する書類の添付が必要

(2) 提出方法

学事課に持参してください。

※郵送及び支所等での申請はできません。また、書類不備の場合は受理できませんので、添付書類などを十分確認してください。

3 選考及び決定方法

- (1) 申請書類に基づき、福山市奨学金審議会の意見を聴き、奨学生候補者を決定します。
- (2) 本人または保護者への選考結果の通知は、6月中を予定しております。なお、奨学生推薦調書を作成した学校長にも同時期に通知します。

4 奨学生候補者決定を受けた後の手続き

奨学生候補者決定通知受理後、14日以内に奨学生本人が「返還誓約書」に自署のうえ、連帯保証人2人が連署し、次の添付書類とあわせて提出してください。

なお、「返還誓約書」を提出されない場合、奨学生候補者の決定を取り消します。

- ① 在学証明書または入学許可書の写し
- ② 連帯保証人の納税証明書
- ③ 連帯保証人の印鑑登録証明書

【注】連帯保証人の条件

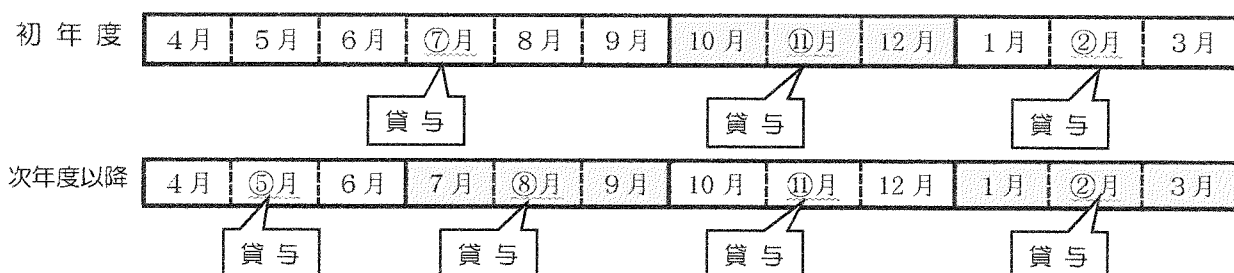
- ① 連帯保証人は奨学生と連帯して債務を保証する能力のある者。
- ② 2人のうち少なくとも1人は福山市内に居住していること。
- ③ 2人のうち1人は奨学生の保護者でも可能。
- ④ 2人は互いに別世帯、別生計であること。（※原則同一住所は不可）

※ 連帯保証人が上記の条件を欠いた場合は、連帯保証人の変更が必要となります。

5 貸与方法

初年度は4月分から9月分(6か月分)を7月に貸与し、以降は3か月分をそれぞれ定められた月に貸与します。入学準備金は、初回の貸与時(7月)に貸与します。

貸与の方法は指定口座へ振込みとなります。(貸与月の15日前後)



6 貸与の解除及び一時休止

- (1) 奨学生が次のような状況となった場合は、貸与を解除します。
 - ① 奨学生の資格を欠いたとき。(保護者が市外へ転出したとき等)
 - ② 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - ③ 詐欺その他不正な行為により、奨学金の貸与を受けたことが明らかとなったとき。
 - ④ 奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- (2) 奨学生が休学し、または停学になったときは、その翌月から復学した月の前月まで貸与を一時休止します。
- (3) 奨学金の貸与を解除または一時休止したときは、本人及び連帯保証人に通知します。

7 返還方法

返還は、卒業後6か月を経過した翌月から開始となります。

貸与(修学)期間の倍の期間で返還することになります。返還方法は、月賦で、口座振替です。

入学準備金の貸与を受けた人は、修学資金の貸与が終了してから、入学準備金と修学資金をあわせて返還することになります。

なお、奨学生が学校を卒業し、さらに上級の課程に入学し、または疾病その他特別の理由によって返還が困難なときは、本人の申請(その事実を証することができ書類を添付)によって一定期間返還を猶予することができます。

※貸与を解除されたときは、福山市教育委員会の指示に従い返還していただきます。

8 その他

次の場合は、遅滞なく福山市教育委員会で異動の手続きが必要となります。

- ① 本人が休学し、または停学処分を受けたとき。
- ② 本人が復学したとき。
- ③ 本人が転学したとき。
- ④ 本人が退学したとき。
- ⑤ 本人が住所または名前を変更したとき。

- ⑥ 連帯保証人の住所または名前に変更があったとき。
- ⑦ 連帯保証人が死亡したとき。
- ⑧ 連帯保証人が破産手続の決定を受けたとき、または誠之奨学金貸与規程第7条第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- ⑨ 保護者の住所または名前に変更があったとき、または保護者の変更があったとき。(奨学生に限る。)
- ⑩ 本人が返還完了前に死亡したとき。(連帯保証人が届けること。)

9 追加募集について

募集人数に満たなかった等の場合、申請期間終了後に追加募集を行う場合があります。詳しくは、学事課までお問い合わせください。

ただし、入学準備金については、2025年(令和7年)3月17日(月)～4月15日(火)の申請期間中のみの受付となり、追加募集はありません。

なお、追加募集の場合は、申請時期に応じて貸与開始時期が異なります。

＜提出及び問い合わせ先＞

〒720 - 8501

福山市東桜町3番5号

福山市教育委員会事務局

学校教育課学事課(13階)

TEL(084)928-1169

奨学生選考基準要領

1 この要領は、福山市奨学資金及び誠之奨学金に関する奨学生の選考基準について定めるものとする。

2 選考の対象は「算定基準額」（別表1参照）以下の者とする。

（1） 年間総収入額は、父と母双方の収入、又は父母に代わって家計を支えている者の年額（共働きの場合は、それぞれの収入の年額を合わせた金額）とする。

奨学生に配偶者がいる場合は、奨学生本人と配偶者双方の収入の合計額とする。

（2） 収入は前々年の収入による。

※ただし、前年又は今年中途において、転職等で収入源に変動のあった場合は、次のとおり年間収入額を推定する。

給与所得の場合

①勤務先の年収見込証明書

②勤務先の月収証明書により推算

③上記証明書がない場合は月収×12月＋一時金＝年収とする

給与所得以外の場合 家庭事情・家計状況・年収見込等本人の申請による

（3） 大学院に就学する者で、配偶者がいる場合は、配偶者の収入は控除額（別表2参照）を差引いた額とする。

（4） 以下に記載している事項は「独立行政法人日本学生支援機構奨学生選考基準」に準じ、基準が変更された場合には、それに伴い福山市奨学資金・誠之奨学金の奨学生選考基準要領を変更する。

別表1【算定基準額】（第一種）

（1）福山市奨学資金（大学・短大等対象（大学院は除く））算定基準額：189,400円以下
誠之奨学金（高校・高専等対象）算定基準額：189,400円以下

算定基準額①＝（課税標準額）×6%－（市町村民税調整控除額）②

－（多子控除）③－（ひとり親控除）④－（私立自宅外控除）⑤

※100円未満は切り捨て

①市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、算定基準額を0円とする。

②政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、市町村民税調整控除額に3/4を乗じた額とする。

③父母が3人以上の子どもを扶養している場合、子どもの人数から2人を引いた人数に40,000円を乗じた額を控除する。

④ひとり親世帯に該当する場合は40,000円を控除する。

⑤私立の高校・高専・大学・短期大学等に在籍中で自宅外から通学する者が申請する場合は、22,000円を控除する。